

■ 建設系産業廃棄物 A I ロボット開発導入分野

補助対象事業

建設系産業廃棄物処理への AI ロボット開発導入に向けた、研究開発・施設整備事業

注意事項

事業内容に試験研究として行う開発を含む場合、次に掲げる事項に注意してください。

- ・既に京都府内で建設系産業廃棄物の選別許可を持っている事業者のみが対象となります。
- ・事業内容が試験研究（営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの）へ該当するかは所管の保健所にあらかじめ御確認ください。
- ・試験研究のために産業廃棄物を扱うことが認められる期間は、開発を行う上でのデータ収集等に必要最低限の期間であり、試験期間終了後は試験機を撤去する必要があります。
- ・事業終了後、試験機を処分する際はあらかじめセンターに御相談ください。
- ・AI ロボットの開発について関係住民の方々への説明を行うことが必要な場合があるので、所管の保健所にお問い合わせください。

補助対象経費

1. 原材料費

補助事業を行うために直接必要な原材料及び消耗品費

2. 機器設備費

①補助事業を行うために直接必要な機械装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付けに必要な経費、専ら補助対象事業に使用され、かつ、当該事業に必要不可欠な建物の建造、改造、購入又は借用に必要な経費。

②補助事業を行うために直接必要な専用ソフトウェア・情報システムの構築に要する経費。

※ ソフトウェア開発等にかかる自社の人件費は対象となりません。

3. 本工事費

直接工事費（材料費・直接経費）、間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）

4. 付帯工事費

門・囲障等工事費

5. 調査費

工事の施工に必要な調査測量、試験又は設計に要する経費

6. 旅費及び交通費

補助事業を行うために必要な旅費（国内に限る。）

7. 委託費

大学等と共同研究を行う場合には、当該共同研究者が行う事業に要する経費（ただし、用途は上記1、2、6に限る。）、試作品の試験・評価の外注等（研究開発の要素のないものに限る。）に必要な経費

注意事項 （次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。）

- ・ 補助事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入
- ・ 補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- ・ 補助事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・ 廃棄物処理法その他法令の許可取得に要する費用
- ・ その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行う必要があります。ただし、計画事業期間が複数年認められた事業であって、補助金交付決定前の事業着手を希望する場合はあらかじめセンターに御相談ください。

補助率

補助対象経費の1 / 3以内

補助金額

1件当たり1,000千円以上8,000千円以内

※ 補助金額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額（上限額）よりも下回る場合があります。

計画事業期間

採択年度から3年度以内

提出書類 （計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <http://www.kyoto-3rbiz.org/>）

建設系産業廃棄物 AI ロボット開発導入分野計画書 （様式1～7・その他関係書類） **1部**

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 様式1 建設系産業廃棄物 AI ロボット開発導入分野計画書 | 様式6 事業費内訳 |
| 様式2 建設系産業廃棄物 AI ロボット開発導入分野計画
総括表 | 様式7 研究開発従事者一覧表 |
| 様式3 事業者の概要（応募者） | 【その他関係書類】 |
| 様式4 事業計画説明書 | ・ 誓約書 |
| 様式5 事業年次計画 | |

添付資料

応募者

■法人	■個人
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の決算書（貸借対照表・損益計算書） ・直近の府税納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・応募者の研究業績等が分かるもの ・ロボット等の概要が分かるもの ・ロボット等の処理能力が分かるもの ・ロボット等の設置・整備予定場所の図面等 ・共同研究者がある場合は、共同研究の目的と内容の分かるもの 	

審査基準

■研究開発の場合

- 1.建設系産業廃棄物最終処分量の減量効果
 - ・建設系産業廃棄物の最終処分量の削減効果
 - ・リサイクル率の向上への寄与及び波及効果
- 2.事業の先進性
 - ・事業計画、ロボットの研究開発の先進性
- 3.製品化の可能性
 - ・補助事業終了後 3 か年程度での製品化水準への到達可能性
- 4.事業遂行体制
 - ・資金力、営業力
 - ・安定的・継続的な事業遂行体制・研究開発能力

■施設整備（AI 選別ロボットの導入）の場合

- 1.建設系産業廃棄物最終処分量の減量効果
 - ・建設系産業廃棄物の最終処分量の削減効果
 - ・リサイクル率の向上への寄与及び波及効果
- 2.事業の先進性
 - ・事業計画、設置されるロボットの先進性
- 3.事業遂行体制
 - ・事業を遂行するための組織体制、スケジュール、資金計画
- 4.施設の稼働計画
 - ・安定的・継続的な施設の稼働計画、計画している再資源化等の効果